# 小田原市立病院と県立足柄上病院の連携と協力に係る基本協定書

小田原市(以下「甲」という。)、神奈川県(以下「乙」という。)及び地方独立行政法 人神奈川県立病院機構(以下「丙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

# (目的)

第1条 この協定は、少子高齢化の急速な進展に対応し、県西地域における医療提供体制の充実を図り、もって地域住民に、将来に渡り安全・安心で質の高い医療を安定的に提供するため、甲が開設する小田原市立病院と、乙が設立し、丙が開設する県立足柄上病院の公立2病院が、緊密に連携及び協力することを目的とする。

# (連携協力事項)

- 第2条 小田原市立病院及び県立足柄上病院は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。
  - (1) 県西地域における医療提供体制の構築及び推進に関すること
  - (2) 2病院の機能の充実強化に関すること
  - (3) 人材の育成確保及び医療資源の有効活用に関すること
  - (4) その他、県西地域の医療の推進及び地域医療構想の実現に関すること
- 2 前項の連携協力に係る具体的な内容については、甲、乙及び丙が別途協議の上、 別に定めるものとする。

#### (連携推進会議)

- 第3条 前条の連携協力事項を円滑に推進するため、「小田原市立病院及び県立足柄上病院連携推進会議」を設置する。
- 2 連携推進会議は、地域医療構想の実現に向け、県西地区保健医療福祉推進会議と 密接に連携することとし、その構成及び運営に関する事項は、甲、乙及び丙が協議 の上、別に定める。

# (期間)

- 第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。
- 2 前項の協定の有効期間が満了する日の1月前までに、甲、乙及び丙のいずれもが 書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年 間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

### (その他)

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲、乙及び丙が別途協議して 定める。 この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年10月26日

甲 神奈川県小田原市荻窪300番地

小田原市長 守屋 輝彦 (自署)

乙 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩 祐治 (自署)

丙 神奈川県横浜市中区本町2丁目22番

地方独立行政法人 神奈川県立病院機構

理事長 吉川 伸治 (自署)